

# コスモズ通信


Vol. 88  
令和2年7月

うっとうしい梅雨が明ければ、いよいよ夏本番がやってまいります。  
新型コロナウイルスによる自粛も緩和されていますが、  
よりいっそうの予防が必要となります。  
気を付けてお過ごしください。



## ★目次★

1. 外来服薬支援料の入力について (調剤システム)
2. コメント入力に関する変更点について (医科システム)

 COSMO SYSTEMS  
コスモシステムズ株式会社

サポートサービス部



## 1. 外来服薬支援料の入力について【調剤】

「外来服薬支援料」は、処方入力分とは別に「外来服薬支援料のみ」のレセプトを出力する必要があります。（レセプト記載要領より）  
外来服薬支援料は算定要件を満たした上で、月に1回に限り算定可能です。

また、外来服薬支援料を算定した場合、令和2年4月より、レセプト記載要領の一部変更があります。

外来服薬支援料の「注1」又は「注2」のどちらに該当するかを記載し、服薬管理を実施した年月日、保険医療機関の名称を記載すること。

なお、保険医療機関の名称については、注1の場合においては、服薬支援の必要性を確認した保険医療機関の名称を、注2の場合においては情報提供をした保険医療機関名をそれぞれ記入すること。

### 【参考】

注1 自己による服薬管理が困難な患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者が服薬中の薬剤について、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性を確認した上で、患者の服薬管理を支援した場合に月1回に限り算定する。

注2 患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、患者又はその家族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合についても、所定点数を算定できる。

次ページより処方入力についてご案内いたします。

## 【NEXT】

### ■＜事前準備＞（医療機関マスタに指導料入力用のマスタを作成します）

作成済の場合は、＜事前準備＞の作業は不要です。

- ① メインメニューより、マスタ登録 → 調剤系 → 医院・医師 を選択します。
- ② [F2]追加を選択します。
- ③ [F1]指導料を選択します。
- ④ 「指導料選択」画面が表示されますので、「/322 外来服薬支援料」を選び、[F8]決定を選択します

コード	名称
	設定なし
/322	外来服薬支援料
/358	退院時共同指導料

- ⑤ 「医療機関登録」画面に戻り、自動的に画面名称と名称が入力されます。

コード欄には薬局様で使用していない番号が自動的に表示されます。必要に応じ変更してください。

- ⑥ [F8]登録を選択します。
- ⑦ 「医療機関」画面に戻りますので、[Enter]を2回押します。（医師選択のところへ移動します）
- ⑧ [F2]追加を選択します。
- ⑨ 「医師登録」画面が表示されますので、フリガナ欄・医師名欄に「\*」を入力します

「\*」は半角文字で入力してください。

- ⑩ [F8]登録を選択します。

以上で事前準備は終了です。

## ■外来服薬支援料の処方入力例

次のような指導を行った場合の入力例です。

- 4月1日・・・A病院・内科 太郎先生で処方を入力  
(通常の処方入力ですので、入力例は省略します)
- 4月8日・・・A病院・内科 太郎先生の処方に対して服薬支援

4月8日の外来服薬支援料の入力は、前ページで作成した「外来服薬支援」という名前の医療機関で処方入力画面に進みます。

外来服薬支援のレセプトについて

「レセプトの記載要綱に、

- 服薬指導を支援した日
- 外来服薬支援料の算定理由  
(「注1」「注2」どちらに該当するかを記載)
- 保険医療機関名称  
注1の場合：外来服薬支援料の必要性を確認した保険医療機関の名称  
注2の場合：情報提供を行った保険医療機関の名称  
を記載する」となっています。

「●服薬管理支援をした日は「/322 外来服薬支援料」を入力すれば、自動的に印字されます。  
他のコメントについては、それぞれの算定要件別の例に沿って入力をお願いします。

《患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、該当患者が服用中の薬剤について患者の服薬管理を支援した場合》(注1に該当)

### 【4月8日(服薬支援した日)】

- ①カレンダー画面で、<事前準備>で作成した「外来服薬支援料」の医院・医師を選択し、処方入力画面を開きます。
- ②処方入力画面に「/322 外来服薬支援料」が自動的に入力されています。
- ③以下のコメントを入力します。
  - 「外来服薬支援料：注1」(\*1)
  - 「保険医療機関：@」
 (\*1 令和2年4月22日アップデートにて定型コメントが追加されています)  
登録されているコードは薬局様により異なります。
- ④下図のように入力できたら、[F9]会計を選択し、会計終了を行います。

医療機関コード	外来服薬支援									
受付No	1	調剤日	R020408	処方日	R020408	受付時刻	17:18:22			
コード	種類	公変	薬品名	加算	使用量	単	T	代	在庫数	棚番
/322			外来服薬支援料							
,8028	K		外来服薬支援料：注1							
,207	KS		保険医療機関：A病院							

コメント入力は  
サンプルです。

「外来服薬支援」という医療機関を使用すると「外来服薬支援料」のみレセプトが出力されます。

《患者が保険薬局に持参した服用中の薬剤等の服薬管理を行い、その結果を関係する保険医療機関へ情報提供した場合》（注 2 に該当）

### 【4月8日（服薬支援した日）】

- ①カレンダー画面で、＜事前準備＞で作成した「外来服薬支援料」の医院・医師を選択し、処方入力画面を開きます。
- ② 処方入力画面に「/322 外来服薬支援料」が自動的に入力されています。
- ③以下のコメントを入力します。
  - 「外来服薬支援料：注 2」（\*1）
  - 「保険医療機関：@」（\*1 令和 2 年 4 月 22 日アップデートにて定型コメントが追加されています）  
登録されているコードは薬局様により異なります。
- ④ 下図のように入力できましたら、[F9]会計を選択し、会計終了を行います。

医療機関コード										
医院	外来服薬支援 *									
受付	受付No 1	調剤日 R020408 処方日 R020408 受付時刻 17:18:22								
コード	種類	公変	薬品名	加算	使用量	単	T	代	在庫数	棚番
/322			外来服薬支援料							
,8029	K		外来服薬支援料：注 2							
,207	KS		保険医療機関：EM総合病院							

「外来服薬支援」という医療機関を使用すると「外来服薬支援料」だけのレセプトが出力されます。

### 【注意点】

- ※【事前準備】で新しく追加した「外来服薬支援」という医療機関を使用した場合、処方画面では薬品などは入力できません。（特にエラーメッセージも表示されません）
- ※画面下部のファンクションキー機能も一部しか使用できません。
- ※コメント入力の際、間違えて入力した場合も修正することは出来ませんので、一旦その行を削除して新たに入力しなおしてください。

## I. 外来服薬支援料等のみ算定時の医療機関、診療科、医師登録

レセプトの記載要領に伴い、外来服薬支援料等を算定したレセプトについては、通常のレセプトとは別に作成し、

またレセプト上部の保険医療機関名及び保険医氏名を印字しないようにする必要があります。

**そのためレセプトに印字を行わない医療機関及び診療科、医師の登録を行う必要があります。**

### ■医療機関登録

- ① <マスター>→<5.医療機関登録>を選択します。
- ② [検索コード]に 1 を入力して、**Enter**キーを押します。
- ③ **F7(自動採番)**を押し、医療機関コードの空き番号を採番します。
- ④ 右記画面を参考に必要な項目を入力します。
  - 1) カナ名 : 外<sup>ド</sup>リョウ
  - 2) 医療機関名 1 : (支) (退共) 算定  
(薬歴簿等に印刷されます。名称は任意で変更していただいても問題ありません)
  - 3) 医療機関略称 : **Enter**で進みます。
  - 4) 算定区分 : レセプトに医療機関名を表示しないための設定です。  
(1) : (支) (退共) 算定用にチェックをつけます。

- ⑤ 入力が終了したら、**F8(登録)**を押します。  
※算定区分を 1 にした医療機関は検索画面で医療機関名がピンクで表示されます。

### ■診療科登録

- ① <マスター>→<6.診療科登録>を選択します。
- ② [検索コード]に 1 を入力して、**Enter**キーを押します。
- ③ **F7(自動採番)**を押し、診療科コードの空き番号を採番します。
- ④ 右記画面を参考に必要な項目を入力します。
  - 1) カナ名 : 外<sup>ド</sup>リョウ
  - 2) 診療科名 : **Enter**空白  
(薬歴簿等に印刷されます。名称は任意で変更していただいても問題ありません)
  - 3) 診療科略称 : **Enter**で進みます。
  - 4) 患者向診療科名 : **Enter**で進みます。
  - 5) 出力選択 : **Enter**で進みます。
  - 6) 算定区分 : レセプトに診療科名を表示しないための設定です。  
(1) : (支) (退共) 算定用にチェックをつけます。
- ⑤ 以上、登録が完了したら、**F8(登録)**を押し、保存します。  
※算定区分を 1 にした診療科は検索画面で診療科名がピンクで表示されます。

## ■ 医師登録

- ① <マスター>→<7.医師登録>を選択します。
- ② [検索コード]に 1 を入力して、[Enter]キーを押します。
- ③ [F7(自動採番)]を押し、医師コードの空き番号を採番します。
- ④ 右記画面を参考に必要な項目を入力します。

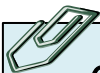
- 1) 医師名 : (支)(退共)算定  
(薬歴簿等に印刷されます。名称は任意で変更して  
いただいても問題ありません)
  - 2) カナ名 : シブタリョウ
  - 3) 医療機関コード: 先ほど登録した(支)(退共)算定用の  
医療機関のコードを入力  
(カーソルが移動すると、医療機関  
検索画面が自動で表示されます)
  - 4) 診療科コード : 先ほど登録した(支)(退共)算定用の診療科のコードを入力  
(カーソルが移動すると、診療科検索画面が自動で表示されます)
  - 5) 算定区分 : レセプトに医師名を表示しないための設定です。  
(1):(支)(退共)算定用にチェックをつけます。
- ⑤ 以上、登録が完了したら、[F8(登録)]を押し、保存します。  
※算定区分を 1 にした医師は検索画面で医師名がピンクで表示されます。

## Ⅱ. 外来服薬支援料等のみ算定時の明細入力

- ① <日次>→<1:患者検索>より、該当患者を検索し、明細入力の画面まで進みます。
- ② 医師は指導料算定時のレセプト用に作成した医師を入力します。
- ③ [F10 処方コメント]→[F1 レセ摘要]を押し、記載要領に従い、
- ④
- 1) 「外来服薬支援料：注1」の場合  
「外来服薬支援料：注1」「指導を行った日(年号から)」外来服薬支援の必要性を確認  
した「医療機関名」を入力します。
- 2) 「外来服薬支援料：注2」の場合  
「外来服薬支援料：注2」「指導を行った日(年号から)」情報提供を行った「医療機関名」  
を入力します。
- ⑤ 入力が終わったら [ESC] で閉じます。
- ⑥ [F8 入力終了] を押して、集計画面まで進み、外来服薬支援料に「1」を立てます。

※外来服薬支援料：注1とは・・・患者もしくはその家族等または保険医療機関の求めに応じて、当該患者が服薬中の薬剤について服薬管理を支援した場合に算定

※外来服薬支援料：注2とは・・・患者が保険薬局に持参した服用中の薬剤等の服用管理をおこない、その結果を関係する保険医療機関へ情報提供した場合算定



## 2. 【医科】コメント入力に関する変更点について【MRN】

令和2年度診療報酬改正に伴い、請求に必要なコメント入力について変更がございました。以下に、弊社コールセンターへ多くお問い合わせをいただいているコメントについて、お知らせいたします。

### ① 超音波検査（断層撮影法）胸腹部 検査領域についてのコメント

820100681	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）	:ア	消化器領域
820100682	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）	:イ	腎・泌尿器領域
820100683	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）	:ウ	女性生殖器領域
EMC120684	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）	:エ	血管領域(大動脈・大静脈等
820100685	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）	:オ	腹腔内・胸腔内の貯留物
820100686	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）	:カ	その他

複数領域の検査を行った場合は、その全てを記載すること。  
また、カに該当する場合は、具体的な臓器又は領域を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。  
(令和2年度診療報酬点数 D215 超音波検査 通知(8)より抜粋)

### ② 画像診断（単純撮影） CT 撮影・MRI 撮影

従来から記載していた撮影部位に加えて、四肢については左・右・両側の別を記載する。

820181000	撮影部位（単純撮影）：頭部
820181100	撮影部位（単純撮影）：頸部（頸椎を除く）
820181220	撮影部位（単純撮影）：胸部（肩を除く）
820181300	撮影部位（単純撮影）：腹部
820181340	撮影部位（単純撮影）：骨盤（仙骨部・股関節を除く）
820181120	撮影部位（単純撮影）：頸椎
820181240	撮影部位（単純撮影）：胸椎
820181310	撮影部位（単純撮影）：腰椎
820181320	撮影部位（単純撮影）：仙骨部
830181200	撮影部位（単純撮影）：肩__；*****
830181400	撮影部位（単純撮影）：上腕__；*****
830181410	撮影部位（単純撮影）：肘関節__；
830181420	撮影部位（単純撮影）：前腕__；
830181430	撮影部位（単純撮影）：手関節__；
830181430	撮影部位（単純撮影）：手__；
830181440	撮影部位（単純撮影）：股関節__；
830181370	撮影部位（単純撮影）：膝__；
830181500	撮影部位（単純撮影）：大腿__；
830181520	撮影部位（単純撮影）：下腿__；*****
830181530	撮影部位（単純撮影）：足関節__；
830181540	撮影部位（単純撮影）：足__；
830189000	撮影部位（単純撮影）：その他；

※CT 撮影・MRI 撮影についても別途コメントコードがあります。  
詳細は【請求業務】⇒【コメントチェック】内にある「コメント入力が必要なコメント一覧」をご確認ください。



## 【MRN】での入力手順

### ★超音波検査（断層撮影）（胸腹部） カ：その他の場合★

- ① 超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）を入力します。区切り線を入れたタイミングでコメント選択画面が表示されます。

12	再診料	1 回
60	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）	

コメント選択（複数選択可）

対象項目：超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）  
検査を行った領域を記載してください。

マスターコード	コメント内容
820100681	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）：ア 消化器領域
820100682	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）：イ 腎・泌尿器領域
820100683	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）：ウ 女性生殖器領域
EMC120684	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）：エ 血管領域（大動脈・…
820100685	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）：オ 腹腔内・胸腔内の貯…
820100686	超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）：カ その他

戻る 決定

- ② 超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）：カ その他 を選択します。

その他を選択した場合はさらに詳しい記載が必要なため、以下の画面が表示されます。

コメント内容

コメント内容：  
具体的な臓器又は領域；

戻る 決定

- ③ 臓器又は領域を入力し、**決定**を押します。

## ★画像診断 単純撮影：右肩の場合★

①あらかじめ作成している画像のセットを選択又は撮影料・診断料・修飾語等の項目を入力します。

12	再診料	1 回
⊖	レントゲン(右肩1R)	
70	単純撮影 (□) の写真診断 単純撮影 (デジタル撮影) 電子画像管理加算 (単純撮影) 右 肩 デジタル撮影回数	1 回
	* 電子媒体保存撮影 1回	
	* 撮影部位 (単純撮影) : 肩_ ; 右	1 回

② 項目を入力する場合は、区切り線を入れたタイミングで、セットでご入力の場合はセット展開をしたタイミングで以下のコメント選択画面が表示されます。

17 コメント選択 (複数選択可) ×

対象項目: 単純撮影 (□) の写真診断  
撮影部位を選択して記載してください。なお、四肢については、左・右・両側の別を記載してください。

マスターコード	コメント内容
820181000	撮影部位 (単純撮影) : 頭部
820181100	撮影部位 (単純撮影) : 頸部 (頸椎を除く)
820181220	撮影部位 (単純撮影) : 胸部 (肩を除く)
820181300	撮影部位 (単純撮影) : 腹部
820181340	撮影部位 (単純撮影) : 骨盤 (仙骨部・股関節を除く)
820181120	撮影部位 (単純撮影) : 頸椎
820181240	撮影部位 (単純撮影) : 胸椎
820181310	撮影部位 (単純撮影) : 腰椎
820181320	撮影部位 (単純撮影) : 仙骨部
830181200	撮影部位 (単純撮影) : 肩_ ;

戻る 決定

③『肩』を選択し、**決定**を押します。

17 コメント内容 ×

コメント内容:  
撮影部位 (単純撮影) : 肩\_ ;

戻る 決定

④四肢の部位を選択した場合は左・右・両側の入力が必要となるためコメント入力画面が表示されます。

※これまで入力いただいていた修飾語 (ピンク色のマスター) は単純撮影の部位が写真診断の「イ」「ロ」のいずれに該当するかのチェックを行うため使用しています。そのため、上記の手順では削除せずに残しています。今後請求において、修飾語の使用はしないこととされた場合には改めて案内・対応がございます。